

令和元年 10月1日から

認可保育所

3歳から5歳までの、幼稚園・保育所・認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

【対象者・利用料】 ※ **無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。**

- 3歳から5歳児クラスまでの子どもたちの利用料が**無償化**されます。
- 0歳から2歳児クラスまでの子どもたちは、**住民税非課税世帯**を対象として利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳児クラスの子どもの利用料は、従来の制度（第2子は半額、第3子以降は0円）が継続されます。

【延長保育料】

- **延長保育料**については、これまでどおり、**保護者負担**となります。

行事費・通園バス使用料などは、**無償化の対象外**で、**保護者負担**となります。**【給食費の保護者負担については①をご覧ください。】**

①給食費【主食費（ごはん等）・副食費（おかず、おやつ等）】の保護者負担について

●泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する子どもたちについては、**保護者からの給食費は徴収されません。**【泉佐野市単独補助事業】

- 泉佐野市内にお住まいで**他の市町村の幼稚園、認可保育所、認定こども園**に在園する子どもたちについては、**保護者の負担**となります。（※詳しくは、在園する園に直接おたずねください。）
- **他の市町村から**泉佐野市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園に通園する子どもたちについても、**保護者の負担**となります。（※給食費は、施設ごとに異なるため、園に直接おたずねください。）
- 年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちは、**副食費が免除**されます。
- 0歳から2歳児のクラスの子どもの給食費は保育料のなかに含まれていますので、新たな保護者負担はありません。

～泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する子どもたちの場合～



問い合わせ先：泉佐野市 こども部 子育て支援課 保育係
TEL：072-463-1212（内線 2382～2383）